

令和９年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（関税率関係）

要望元：製造産業局素材産業課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）			テレフタル酸																																																																										
改正要望の内容			テレフタル酸の基本税率を無税化することを要望する。																																																																										
税番	統計 細分	品目	現行税率			改正後税率			WTO 譲許税率	現行制度の 増減税規模	改正増 減収額																																																																		
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠																																																																					
2917.36	000	テレフタル酸	6.4%	—	無税	無税	—	無税	5.3%	—	△約2 百万円																																																																		
改正要望内容の 施行期日及び適用期間			令和9年4月1日以降																																																																										
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況			① 現状																																																																										
			(1) 改正品目・関税制度と関連する産業等の現状及び過去からの状況変化等																																																																										
			テレフタル酸の国内生産能力は、直近では年間約16.5万トン程度である。テレフタル酸の国内生産は、昭和末期から平成前期には年間100万トン規模に近い水準で推移していたが、その後は国際競争の激化等を背景に生産設備の撤退・縮小が相次ぎ、近年は大幅な縮小傾向にある。																																																																										
			関連する下流産業として、テレフタル酸を原料とするポリエステル樹脂の国内生産量は、年間約40万トン前後の規模である。この内訳としては、ポリエチレンテレフタレート（PET）樹脂が年間約30万～40万トン、ポリブチレンテレフタレート（PBT）樹脂が年間約10万トン程度となっている。																																																																										
			テレフタル酸の日本のWTO譲許税率は5.3%であるが、EPAなどの適用により実際の輸入では無税（0%）となるケースがほとんどである。																																																																										
			(2) 輸入状況等																																																																										
			上位3か国からの輸入状況を整理した。																																																																										
			<table><tr><td></td><td colspan="2">Year 値</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td></td><td colspan="2">2023</td><td colspan="2">2024</td><td colspan="2">2025</td><td colspan="2">全体の合計 / 数量</td><td colspan="2">全体の合計 / 金額</td></tr><tr><td>国名</td><td>合計 / 数量</td><td>合計 / 金額</td><td>合計 / 数量</td><td>合計 / 金額</td><td>合計 / 数量</td><td>合計 / 金額</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>インドネシア</td><td>44,641,800</td><td>5,427,661</td><td>61,178,100</td><td>7,444,424</td><td>18,072,500</td><td>1,838,236</td><td>123,892,400</td><td>14,710,321</td><td></td><td></td></tr><tr><td>タイ</td><td>62,083,060</td><td>7,527,573</td><td>167,505,220</td><td>19,985,482</td><td>157,372,460</td><td>16,180,644</td><td>386,960,740</td><td>43,693,699</td><td></td><td></td></tr><tr><td>大韓民国</td><td>21,044,700</td><td>2,433,008</td><td>51,065,285</td><td>6,037,590</td><td>56,553,100</td><td>5,723,933</td><td>128,663,085</td><td>14,194,531</td><td></td><td></td></tr></table>										Year 値											2023		2024		2025		全体の合計 / 数量		全体の合計 / 金額		国名	合計 / 数量	合計 / 金額	合計 / 数量	合計 / 金額	合計 / 数量	合計 / 金額					インドネシア	44,641,800	5,427,661	61,178,100	7,444,424	18,072,500	1,838,236	123,892,400	14,710,321			タイ	62,083,060	7,527,573	167,505,220	19,985,482	157,372,460	16,180,644	386,960,740	43,693,699			大韓民国	21,044,700	2,433,008	51,065,285	6,037,590	56,553,100	5,723,933	128,663,085	14,194,531		
				Year 値																																																																									
				2023		2024		2025		全体の合計 / 数量		全体の合計 / 金額																																																																	
国名	合計 / 数量	合計 / 金額	合計 / 数量	合計 / 金額	合計 / 数量	合計 / 金額																																																																							
インドネシア	44,641,800	5,427,661	61,178,100	7,444,424	18,072,500	1,838,236	123,892,400	14,710,321																																																																					
タイ	62,083,060	7,527,573	167,505,220	19,985,482	157,372,460	16,180,644	386,960,740	43,693,699																																																																					
大韓民国	21,044,700	2,433,008	51,065,285	6,037,590	56,553,100	5,723,933	128,663,085	14,194,531																																																																					
(出典)：財務省「貿易統計」 テレフタル酸及びその塩として整理。数量単位：kg、金額単位：千円																																																																													

	(3) 国際市況等 平均単価を以下の通り整理した。 <table><tr><td></td><td>2023</td><td>2024</td><td>2025</td></tr><tr><td>国名</td><td>平均単価</td><td>平均単価</td><td>平均単価</td></tr><tr><td>インドネシア</td><td>121.6</td><td>121.7</td><td>101.7</td></tr><tr><td>タイ</td><td>121.3</td><td>119.3</td><td>102.8</td></tr><tr><td>大韓民国</td><td>115.6</td><td>118.2</td><td>101.2</td></tr></table> (出典)：財務省「貿易統計」 金額単位：円/kg (4) 国際交渉の状況・諸外国における制度実態 テレフタル酸については、我が国が締結している各種経済連携協定において関税が無税とされている。このため、インドネシア、タイ、大韓民国及び中華人民共和国といった主要な供給国からの輸入については、実務上関税負担は生じていない。 しかしながら、トルコや台湾など、経済連携協定の対象外である一部の国・地域からの輸入については、関税が適用されている。 ② 問題点 令和8年度中に、国内最後のテレフタル酸製造事業者が生産を終了する見込みとなっている。これにより、国内において保護の対象となるテレフタル酸の製造事業者は存在しない状況となる。 他方、テレフタル酸を原料とするポリエステル樹脂製造業は、引き続き国内において一定規模で存在しており、現行の関税措置は、これら下流産業における原料調達コストを通じて国際競争力に影響を及ぼし得る。		2023	2024	2025	国名	平均単価	平均単価	平均単価	インドネシア	121.6	121.7	101.7	タイ	121.3	119.3	102.8	大韓民国	115.6	118.2	101.2
	2023	2024	2025																		
国名	平均単価	平均単価	平均単価																		
インドネシア	121.6	121.7	101.7																		
タイ	121.3	119.3	102.8																		
大韓民国	115.6	118.2	101.2																		
改正の必要性和目的達成の見直し	① 改正の目的（政策の達成目標） ポリエステル樹脂製造事業者の国際競争力を維持することを目的とする。 ② 改正の方向性 テレフタル酸については、国内産業保護の必要性が認められない一方で、下流産業の競争力に配慮する観点から、関税措置の見直しを行うことが適当である。 ③ 改正目的達成予定時期 上記「②問題点」の通り、令和9年4月1日以降は国内のテレフタル酸製造事業者が存在しなくなる。4月1日以降は関税を廃止することが可能である。																				
改正の効果と妥当性	① 改正による効果・影響 (1)改正による国内産業保護に与える効果・影響 本改正により、テレフタル酸に係る関税措置を見直すことで、当該品目を原料とするポリエステル樹脂製造業における原料調達コストの低減が図られる。 ポリエステル樹脂製造業は、ポリエチレンテレフタレート（PET）樹脂及びポリブチレンテレフタレート（PBT）樹脂を中心に、国内において年間約40万トン規模の生産を有し、包装材、自動車部材、電気電子部品等の幅広い分野に供給を行っている重要な基礎素材産業である。																				

	本改正により、原料であるテレフタル酸の輸入に係る関税負担が解消されることで、当該産業における調達コストの軽減及び価格競争力の向上が期待される。特に、ポリエステル樹脂は国際的に競争が激しい分野であり、本改正は、国内製造事業者の輸出競争力及び国内市場における競争力の維持・強化に資するものである。 (2) 消費者等の利益に与える効果・影響 本改正により、テレフタル酸に係る関税が見直されることで、当該品目を原料とするポリエステル樹脂の製造コストの低減が期待される。これにより、PET樹脂やPBT樹脂を原料とする各種製品の価格安定化又は低減に資する可能性がある。 ポリエステル樹脂は、自動車部品、電気電子部品、食品包装材等、幅広い用途に用いられている基礎素材であることから、本改正によるコスト低減効果は、これら製品の需要家及び最終消費者に広く波及することが見込まれる。 また、原材料コストの低減は、関連産業における供給の安定性向上にも資することから、サプライチェーン全体の強靱化にも寄与する効果も期待される。 (3) その他の効果・影響 本改正に伴う悪影響としては、テレフタル酸の国内製造業に対する保護が低下する点が考えられる。 しかしながら、令和8年度中に国内最後の製造事業者が生産を終了する見込みであり、国内において保護の対象となる産業は存在しない状況になることから、当該影響は実質的に生じない。 また、主要な供給国からの輸入については、既に経済連携協定の適用等により実務上関税負担が生じていないため、本改正による市場構造や輸入動向への影響は限定的であると考えられる。 ② 改正の妥当性 本改正については、国内産業保護の必要性、消費者等への影響及び国際的な関税環境を総合的に勘案すると、その実施は妥当と考える。 まず、国内産業保護の観点からは、令和8年度中に国内最後のテレフタル酸製造事業者が生産を終了する見込みであり、国内において保護の対象となる産業は存在しない状況にある。 また、消費者等への影響の観点からは、本改正により、テレフタル酸を原料とするポリエステル樹脂製造業における原料調達コストの低減が図られ、当該樹脂及びそれを原料とする各種製品の価格安定化等を通じて、需要家及び最終消費者に広く便益が及ぶことが期待される。
政策評価・関連措置	① 本要望に関連する政策評価 本件に直接対応する個別の政策評価は存在しないが、経済産業政策及び通商政策に関する政策評価においては、産業の国際競争力の強化及びサプライチェーンの強靱化を図ることが重要な目標とされている。

	これらの政策評価においては、原材料コストの低減や調達先の多元化を通じて、我が国製造業の競争力を維持・強化する必要性が指摘されている。 ② 当該政策評価の結果と改正の関係 本改正は、こうした政策評価において示された方向性を踏まえ、テレフタル酸に係る関税措置を見直すことにより、ポリエステル樹脂製造業における原料調達コストの低減及び国際競争力の向上に資するものである。 ③ 政府方針と改正の関係 政府においては、「成長戦略」や「経済安全保障政策」等において、産業の国際競争力強化、サプライチェーンの強靱化が重要な課題とされている。 本改正は、これらの方針に沿い、原材料の安定的かつ重層的な調達環境を整備することにより、下流産業の競争力維持・強化に資するものであり、政府方針の達成に資するものである。 ④ 関連措置 当該政策目標の達成に向けては、関税措置の見直しに加え、経済連携協定の推進等により、原材料の安定供給及び調達コストの低減が図られている。また、素材産業及び関連製造業の競争力強化に向けた支援施策（設備投資促進等）を通じ、サプライチェーン全体の強靱化が図られているところである。
--	--

○ 改正経緯

これまでの改正状況	テレフタル酸に係る関税措置については、近年において特段の改正又は延長は行われておらず、基本的に従前の取扱いが維持されている。なお、経済連携協定の進展に伴い、主要な供給国との関係では実務上無税での取引が拡大している状況にある。
措置による効果	テレフタル酸に係る関税措置については、近年特段の改正が行われていないため、個別の措置による効果を直接的に評価することは困難である。もともと、経済連携協定の進展により主要な供給国からの輸入において実務上無税での取引が行われており、原材料の安定的な調達環境の確保に一定の効果があったと考えられる。 一方で、国内のテレフタル酸製造業は縮小を続けており、国内産業保護という観点では、当該措置の効果は限定的であったと考えられる。